

人権教育・啓発に関する基本計画の見直しにあたっての意見

2024年7月17日
部落解放同盟中央本部
書記長 赤井隆史

はじめに～「同和教育や啓発活動の積み上げられてきた成果」が後退しているのではないか

■提案趣旨

- ①国内外の人権を取り巻く状況をふまえ計画の定期的な見直しを
- ②地対協意見具申の指摘、「同和教育や啓発活動の積み上げられてきた成果」が後退しているのではないか

この度、人権教育・啓発に関する基本計画が見直す方向が打ち出されたことに、先ずもって賛成の立場であることを表明したい。しかしながら、この間、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法、LGBT理解増進法等、各人権関連法があいついで成立したことをふまえ、国に先駆けて各地方自治体では人権行政、人権教育・啓発基本方針・計画等をすでに改正をすすめているところも数多く見られ、遅きに失するのではないかとはいえる。数年前にコロナ差別が頻発したように、人権を取り巻く状況は国際的・国内的にも常に変化しており、人権教育・啓発の基本計画についても、効果的な施策が行われているのかどうか、新たな人権課題にも対応できているのかどうか、常に検証と見直しを図っていく必要がある。今後、定期的な検証と見直しを図られるよう、先ず強く要望しておきたい。

「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究 有識者検討会報告書」（以下、「有識者検討会報告書」）において、「我が国の人権啓発施策は、部落差別（同和問題）の解決に向けた国の政策の流れをくんで展開されてきた」（P11）と指摘されているように、部落問題解決に向けた取り組みが、我が国の人権教育・啓発の取り組みをリードしてきたことは周知の事実である。

特に2002年の特別措置法が終了することを見据え、1996年に打ち出された国の地域改善対策協議会（以下、地対協）意見具申において、教育・啓発の推進の基本的な考え方について、「法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる」、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである」と指摘、その後、人権擁護推進審議会が設置、3つの答申が出され、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行、取り組みが推進されてきた。

しかしながら、地対協意見具申が出されて28年が経過した今日、また新たにヘイトスピーチやインターネット上の部落差別が氾濫する中、現状の人権教育・啓発各種施策では十分対応仕切れしておらず、むしろ、同意見具申が指摘した「同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果」

が後退してきているのではないかとと思われる。以下、部落差別解消にむけた教育・啓発の実態、課題等について問題提起するものである。

(1) 部落問題の認識・意識の実態、部落問題学習の現状と課題

■提案趣旨

- ①部落問題を知らない若年層が増加している。
- ②部落問題を知らない若年層が増加している一方で知っている若年層に限れば部落差別は不当であると認識している人が多く、二極化している。
- ③部落問題学習の機会そのものが厳守している。
- ④部落問題学習が歴史知識に偏っており、解決にむけたアプローチも含めた学習が必要。
- ⑤具体的な出合いや実体験にもとづいた部落問題学習が必要。」

①意識調査から見える部落問題の認識・意識の実態と課題

1) 部落問題を知らない若年層の増加

2016年に部落差別解消推進法が制定され、2020年6月、法務省人権擁護局が「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（以下「6条調査」）を公表した。

本調査では、部落差別等の同和問題の認識について、認知度（「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがありますか）、理解度（部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか）、捉え方（部落差別が不当な差別であることを知っていますか）の3つの設問を用いて把握している。とくに「部落差別が不当な差別であることを知っている」ことは部落差別を撤廃するための前提となる認識であるが、認知度（聞いたことがある=77.7%）×理解度（知っている=86.0%）×捉え方（知っている=85.8%）=57.3%となり6割弱が部落差別が不当な差別であるとの認識をもつと推測される。しかし18~29歳の最若年層では65.8%×76.0%×92.0%=46.0%となり、過半数を切る。

（図1、図2、図3参照）

※何らかの社会問題を解決するためには、その問題性を多くの人が認識し、改善に向けて行動に移すというプロセスが不可欠である。しかし、この結果からも、部落差別の不当性を認識するきっかけが、若年層で失われつつあることを物語っている。

2) 若年層の意識の2極化

「6条調査」結果からは、部落差別を認知しており知っている層に限定すれば、最若年層は他の年齢と比較しても「不当な差別である」と捉える割合は92.0%と最も高い。すなわち、若年層ではそもそも部落差別や同和問題を知らない人が増えているが、知っている人に限れば「不当な差別である」と認識している割合が高く、二極化していることが読み取れる。この背景には部落差別を知ったきっかけが、若年層（18歳~29歳）ほど「学校の授業で教わった」76.1%と割合が高くなっていることから（図4参照）、学校の授業で部落差別について教える場合、当然のことながら「不当な差別である」ことを理解させるような授業を展開しているからと推測できる。

※若年層はそもそも部落差別や同和問題を知らない人が増えているが、知っている人に限れば「不当な差別である」と認識している割合が高く、二極化していることが読み取れる。

3) 部落問題学習機会の減少

とは言え、2002年3月の同和对策事業に関する一連の特別措置法の期限切れ以降学校教育において部落問題学習の機会は大幅に減少してきたと考えられる。2020年に実施された大阪府調査によれば、小学校で部落問題学習を受けた割合は最も割合の高い40歳代では60.8%であるのに対し、20歳代では21.4%と20年間の間におよそ40ポイント、劇的に低下していることが明らかになっている。(図5参照)

※2002年3月の同和对策事業に関する一連の特別措置法の期限切れ以降、学校教育において部落問題学習の機会が減少してきたと考えられ、この結果は部落差別の不当性を認識するきっかけが、若年層で失われつつあることが、この調査からも読み取ることができる。

「人権教育・啓発に関する基本計画」の中において部落問題が人権課題のひとつと位置づけられたものの、十数項目ある人権課題のひとつにすぎず、校区に部落のある学校では継続的に部落問題学習が行われているところもあるが、そうでない学校では部落問題学習が行われなくなっている実態があり、同和教育や部落問題に関する啓発にかかわった取り組みが全体的に縮小されているのではないかと推測される。

4) 歴史知識に偏る部落問題学習～解決にむけた社会的アプローチの学習を

科学研究費補助金により2021年新学期に実施された関東・関西の6大学の学部生意識調査(n=1537, 18歳65.7%を含め、約9割が20歳未満)では、「学校の授業」で部落問題を知った者が53.2%であったが、その知識はほとんどが「教科書に出てくる歴史」(水平社宣言や解放令)であり、法や政策等の知識がないことがわかっている。(図6参照)

※この結果から言い換えれば「社会がどのように部落問題の解決に取り組んできたのか」という知識がないともいえる。部落問題に限らず、人権問題とは、個人の意識・態度だけの問題ではなく、法・政策・社会制度等による「社会的に限らず、人権問題とは、個人の意識・態度だけの問題ではなく、法・政策・社会制度等による「社会的なアプローチ」による解決が志向されるべきであるから、より総合的な教え方を高校・大学で教育していく必要がある。

現状の部落問題学習が歴史学習で終わってしまい、現在の部落差別や被差別部落の実態と結びついていない現状を改善していくためにも、インターネットでの差別扇動や被差別部落の摘示行為、居住忌避(土地差別)等の現在の部落差別の課題とともに、どのような被害をもたらしているのか、その克服に向けてどのような試みがなされているのか、差別解消に向け展望が持てる学習内容の創造が求められている。そのことを踏まえた部落問題学習、教材・カリキュラム開発等をすすめていくべきである。

5) 具体的な出会いや実体験にもとづいた部落問題学習を

また、若者の部落問題認識は、具体的な出会いや実体験に基づいているとはいいがたい。姫路市調査(2021)では、「同和地区出身の友人・知人がいるか」を聞いている。その結果をみると「いない、またはわからない」は全体では54.5%であるが、年齢階層によってかなり差があり、10～30歳代では8割となる。また、10～30歳台では、ともかくも知人がいる者は1割台で、他の年代層よりかなり少ない。(図7参照)

若い年代層にとって、部落問題は「歴史上の知識」で、「具体的な出会いのない」抽象的な知識やイメージにとどまっている可能性がある。また、学校での部落問題学習の減少の結果、部落問題のことを知らない、リアリティを持たない若年層が増えていると考えられるが、他方で最もインターネットを利用するのも若年層である。何ら予備知識なしに地名情報の検索等を通じて部落に関する偏見情報、例えば部落は「こわい」「ずるい」といった情報に触れてしまえば、簡単にそれらを内面化し、部落を避ける意識を持ち、部落の人々を差別するという実害が発生するところになる。具体的な被差別部落出身者との出会いや体験の交流、フィールドワーク等で実際の被差別部落を訪問し歴史やまちづくりの様々な地域活動の取り組み、隣保館等の地区内施設での活動を学び参加することにより、インターネット上の部落に関する偏見情報に流されず、部落差別意識や偏見を克服するに当たり、大きな教育・啓発効果があると思われる。基本計画改定にあたって、隣保館等をはじめ、受け入れ可能な地域での積極的なフィールドワークを促進していく等、部落問題を「具体的に」学ぶような教育・啓発の推進を取り入れるべきである。

②学校教育における部落問題学習の課題

■提案趣旨

- ①小中高における課題として学習指導要領に人権教育・部落問題学習を体系的に位置付け、「総則」「解説」において具体的に明記すべき。
- ②行政機関職員・教職員の研修・教育の徹底、カリキュラム・教材開発を。
- ③大学教育において、教員・公的機関を受験する学生への人権教育・部落問題学習の義務化・必修化を。
- ④人権を専門に研究・教育できる専門家の育成を。

1)小中高における課題～学習指導要領への位置づけを

部落問題を体系的に教えることは残念ながらこれまでも十分ではなかったと思われる。「部落問題とは何か」、「被差別部落の歴史」、「部落差別の実態」、「部落差別をなくす取り組み」、「部落差別のない社会に向かって」といった内容で構成されるものだと考えるが、一部の学校の自主的な取り組み(これまでの副読本、大阪における「にんげん」等の実践や人権ホームルーム、「道徳」の時間を活用した部落問題学習)を除けば、カリキュラムの上で体系的に整理されて教えられてはこなかったといえる。

その主たる原因は、学習指導要領に位置づけられておらず、担当教科が不明で、教科書がないため、社会科等で水平社宣言や渋染一揆等が単発的にエピソードの一つとして取り上げられるだけで、そのときに意欲的な学校では時間を割いて部落問題学習を展開するが、地域を含まない学校では少し触れる程度で終えられていると思われる。

また地方自治体において「地域の実情を踏まえた人権教育・啓発」がどのような取り組みが行われているのか実態を把握し、地域実情を踏まえた人権教育・啓発の概念について規定していく必要

がある。部落問題や人権課題は国民的課題であることはいうまでもないが、被差別部落にルーツを持つ人は、必ずしも被差別部落に居住しているとは限らないこと、また様々な人権課題を抱える人たちは地域を越えて存在しており、すべての地域・学校において部落問題学習や人権教育が実施されるべきである。

学習指導要領において、「各教科等の形で『人権教育』が設定されていないため、学校における人権教育は、教育活動全体を通じて行うこととなる」（2022年3月文科省「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」がまとめた「人権教育を取り巻く諸情勢について」<いわゆる「第3次とりまとめ」の補足資料>より）といった現状にあるが、そのことは、学校教育活動のすべての領域において取り組むべきであるとする積極面がある一方、実施主体や責任の所在があいまいになる弱点も含んでいる。学校現場としたら時間割の中でどこに位置付けて取り組めばいいのかが不透明になる懸念があるし、学習指導要領において各教科と同じように人権教育について項目を挙げて位置付けられておらず、教科書もないので、誰がどう取り組めばいいのかが不透明であるのが実情である。

したがって、学習指導要領の人権教育に関する要素が体系化されていない現状を改め、「総則」や「解説」において、「人権教育」の項目を新たに立てて、その中で部落問題について記述し、「教科」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」等のいずれにおいて取り上げるのかを明示すべきである。その際、中学・高校生においては、専門性が高いので、担当すべき教科教員と教科書に代わる教材も例示すべきである。また、「人権」とは「道徳」（思いやり）の問題ではなく、あくまでも個々人が持つ「権利」の問題であることを伝えるよう、留意事項として明記すべき。

2) 行政機関職員・教職員への研修・教育の徹底、カリキュラム・教材開発を

2024年に発生した大阪市の職員による部落差別発言事件（資料①）や三重県の教職員の差別事象（資料②）等を教訓に、行政機関職員・教育委員会職員・教職員の各レベルにおける研修において、再度「部落差別を解消するためにどうすべきなのか、行政・教育委員会・学校の役割」について研修プログラムを開発し、実施を求めるべきである。

学校における生徒指導用カリキュラム・教材については、学習指導要領の改善に伴って見直しをすべきである。教員は義務づけられると教えるべく自己研修もすると思われるが、現状は各学校の裁量に任されているので、「学力向上 VS 人権教育」のような2項対立を迫られてきた。そのような状況の中で、現実的な時間配分の問題として人権学習の時間が削られてきたのが実態である。したがって、一部の先進的な学校の取り組みの紹介だけでなく、多くの学校で実践されるようにするためには、「時間割のどの時間を使って、どの教材をもとに、どのように教えていくのか」を具体的に明示した研修にしないと現場は動かないと思われる。

3) 大学教育における課題

<1>教員・公的機関を受験する学生への人権教育学習の義務化・必修化を

大学においては、教育内容について学習指導要領のような指針はなく各大学の自由裁量になっているが、少なくとも教員養成課程や法学部においては、人権課題を必須単位として、その中に部落問題学習を義務づけるべきである。また、政府関係機関職員、裁判官等公権力を行使する職員、教員・社会教育関係機関職員の採用試験を受験する学生へは、部落問題をはじめとした人権課題について学習を義務づけるべきである。

オ 高等教育における人権教育 高等教育における人権教育については、憲法等の法学の授業に関連して実施されているほか、教養教育に関する科目等として人権教育に関する科目が開設されている大学も存在する。初等中等教育における人権教育の実施主体が教員（教師）であることを踏まえると、特に教員養成大学においては人権教育を必修科目として設置し、学生たちに学びの機会を提供することが望ましいが、人権教育を必修化している教員養成大学は必ずしも多くないというのが現状である。そのため、基本計画を見直す際には、高等教育における人権教育に関し、特に教員養成大学において人権教育が行われることの必要性について言及することが期待される。

※（公財）「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究有識者検討会報告書」（令和6年2月）p.33には、「オ 高等教育における人権教育」より。

1952年の文部省次官通達で教員養成学部をおく国立大学長と都道府県教育委員会に次官通達「同和教育について」、1953年の全国同和教育研究協議会が教員養成大学の講座設置の要求も、いずれも学校における同和・人権教育の担い手たる教員養成を念頭においていた。昨年、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」にもとづき、同県差別解消委員会が説示案件だと判断したのは、小学校教員による部落差別事象であり、子どもを教える教員の人権に対する理解は極めて重要である（資料②参照）。先の法務省の意識調査からも明らかのように、若年層の教職員が部落問題学習を受けておらず、部落問題をそもそも知らない、教えられていない現状をふまえ、教職員への部落問題学習の義務づけは必須の課題である。

<2>人権を専門に研究・教育できる専門家の育成を

しかし、それだけでは十分ではなく、部落問題に限っても、同対審以後、政策に必要な調査、評価等は、社会学が担ってきた。また、とりわけ歴史学は同和・人権教育の内容の創造に大きくかかわってきた。高等教育機関における人権教育は、決して、教員養成だけの課題ではなく、法学部の憲法や国際人権法の授業だけのことでもない。法、社会学、政治学、歴史学、文学、経済・経営学、商学・・・等あらゆる領域からのアプローチが必要である（「ビジネスと人権」は、経済・経営・商学には必須科目であり、また昨今では生命倫理と人権等、医・理工領域も重要）。

加えて、これまでの大学の人権教育は、教員養成以外では、「幅広く多くの学生を対象とすること」を念頭に教養科目・全学共通科目の中で実施されることが通例であった。しかし、これでは基礎的教養を身に付けるだけにとどまり、人権そのもの、あるいは社会の諸課題を人権の視点から研究・教育していく場がない。人権教育の実践は、研究成果が土台にあってこそ可能になるから、人権・各分野にわたる専門に研究・教育できる専門家の育成が必要である。

世界の大学を見渡すと、「人権」を冠した学位（人権修士、人権博士）を取得できる大学院プログラムが数多くあり、法学、政治学、開発学、文化人類学、教育学等、各大学の強みを生かしたプログラムとなっている。

日本でも、単に「学校で人権が教えられる教員の育成」だけを考えるのではなく、世界的な大学の状況をみながら、このように人権を専門に研究・教育できる体制づくりが必要である。

(2) 意識調査から見える部落問題の教育・啓発の課題

■提案趣旨

- ①「土地差別」の問題は「ビジネスと人権」の枠組みとも関わる重要な教育・啓発、研修課題であり、その取り組みを強化すべきである。
- ②内閣府「人権擁護に関する世論調査」にも含めて実施し、調査結果を効果的な教育・啓発を進める基礎資料とするべく「被差別部落の土地問題に係る忌避意識と態度」に関して更なる分析を進めることが必要。
- ③根強く存在する、被差別当事者に問題の責任を押し付けたり、問題を放置する考え方に対する教育・啓発の強化。

①インターネット上における部落差別の流布・拡散に対する教育・啓発の徹底を

部落に対するマイナスイメージがインターネット上で拡散し、情報化社会が進展するなかで、賤称語を使用した言動だけでなく、部落の人・場所等を晒し暴く情報が流布・拡散されている。特に鳥取ループ・示現舎や模倣犯による部落の所在地情報の摘示は、かつての部落地名総鑑と同じ役割を果たしており、今や個人でも容易に身元調査ができる環境にあり、深刻な部落差別を助長する行為が横行している。学校教育現場においても子どもたちや学生がこれらネット上の情報に何の予備知識なしに触れることにより、間違った偏見・意識を鵜呑みにしたり、忌避・差別意識を持つ事例が後を絶たない。また、親にもまだ出自を知らされていない部落出身の子どもたちがネット上の情報で自分の出自を知りショックを受ける等のケースも報告されている。これら情報の拡散を防止し削除する法整備やモニタリング活動、相談・対応体制を早急に整備することは喫緊の課題であるが、教育現場における部落問題学習やリテラシー教育、教育・啓発の現場において、ネット上の部落差別情報に安易に流されないよう部落問題を正しく伝え、このような情報でどのような被害が生じるのか、また正しく部落問題の現状を伝え解決のためどのような取り組みがなされているのか、徹底していく必要がある。

②土地差別に対する教育・啓発の充実・強化を

現状と課題:インターネット上における部落差別では、賤称語を使用した言動だけでなく「部落の地名(所在地情報)」を流布・拡散させている実態が多い。

⇨参考資料②インターネット上の差別

現状と課題:「結婚」と「居住」に係る忌避意識(2010年大阪府「人権問題に関する府民意識調査結果」より)

1. 「結婚を考える際に気になること(自分自身)」について
 - ・「同和地区出身かどうか」が気になる — 20.6%
2. 「結婚を考える際に気になること(あなたのお子さんの場合)」について
 - ・「同和地区出身かどうか」が気になる — 21.2%
3. 「住宅購入の際」に「避けると思う」「どちらかというと思わない」との回答の合計で
 - ・「小学校区が同和地区と同じ区域にある」 — 43.0%
 - ・「同和地区の地域内である」 — 54.9%

現状と課題：住宅購入や入居を避ける理由（同調査結果より・複数回答）

1. 「治安の問題などで不安があると思うから」 — 54.3%
2. 「生活環境や文化のちがひ、言葉の問題などで
トラブルが多いと思うから」 — 45.8%
3. 「次の転居の際、転売が難しかったり、
安く処分せざるを得なかったりするから」 — 34.2%
4. 「自分もその地域の住民と
同じだと思われると嫌だから」 — 22.7%
5. 「教育の問題などで、
子どもの教育上、問題があると思うから」 — 18.8%

「被差別部落に対する偏見やマイナスイメージ」に加えて、「みなし差別の回避（住むことで、部落出身者とみなされたくない）」や「土地の資産価値（経済的リスクを避けたい）」等が重なって、「居住」での忌避的態度が強く意識されている。

2007年に「土地差別調査事件」が発覚。マンション開発にあたってのマーケティング調査等で、被差別部落等の地域を「地域下位地域」等と称して報告されていた。

大阪府では「部落差別等調査等規制条例」を改正して、土地差別調査行為を規制。しかし「同和地区の所在地」を問い合わせる事件は全国的に発生・発覚している。ネット上では「被差別部落の所在地（識別情報）」が流布・拡散。

「土地差別」により、被差別部落の地価が周辺より低く抑えられたり、不動産取引に影響が出る問題は、差別が不動産市場（マーケット）に組み込まれた状況にある。したがって、宅地建物取引業や開発業者等、関連業界の研修でも取り上げられるべき問題で、これは「ビジネスと人権」の枠組みとも合致する重要課題である。

今後、内閣府「人権擁護に関する世論調査」の項目に追加する等、土地差別に関する意識調査等を実施し、これら調査結果を効果的な教育・啓発をすすめる基礎資料とするべく「被差別部落の土地問題に係る忌避意識と態度」に関して更なる分析や効果的な教育・啓発の取り組みを進めていくべきである。

③根強く存在する、被差別当事者に問題解決の責任を押し付けたり、問題を放置する考え方に對する教育・啓発の強化に関して

1) 部落差別をなくす方法を尋ねた意識調査（1985年・1990年・1995年）

	1985年	1990年	1995年
人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う	21.7%	18.8%	24.1%
基本的人権を守る国民運動を拡大・強化する	6.3%	5.8%	6.6%
悪質な“差別”をするものを法律で処罰する	4.8%	3.4%	3.5%
「同和地区」の人々が分散して住むようにする	10.0%	13.7%	13.5%
そっとしておけば、自然に“差別”はなくなる	22.1%	21.9%	16.7%

資料3 部落解放同盟提出資料

2) 同和問題解決のために重要なこと(2000年調査より)

	非常に重要・やや重要の合計	あまり重要ではない・重要ではないの合計
同和地区住民が差別されないようもっと努力する	48.6%	23.3%
「同和地区」のことや「差別」があることを口に出さなくて、そっとしておけば自然に「差別」はなくなる	36.9%	28.8%

3) 同和問題解決のために効果的と思われる施策、取り組み(2010年調査より)

	非常に効果的・やや効果的の合計	あまり効果的ではない・効果的ではないの合計
「同和地区」のことや「差別」があることを口に出さなくて、そっとしておけばよい(自然に差別はなくなる)	34.8%	34.8%
同和地区の人々がかたまって住まないで、分散して住むようにする	46.9%	16.3%

4) 「特別な対策をすること自体が差別だ」との意識について

	1985年	1990年	1995年
そう思う	55.2%	55.1%	55.1%
そうは思わない	14.8%	13.9%	13.7%
どちらとも言えない	19.9%	19.4%	21.3%
無回答	10.0%	11.6%	9.9%

出典：関西社会学会第73回大会で関西大学の内田隆史教授の報告「部落問題に関する約半世紀間の意識の変容—大阪府における同和・人権問題に関する意識調査から」から引用。

2002年3月末をもって「地対財特法」が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了した。しかし、依然として「特別な対策をすること自体が差別だ」とする「逆差別論」が根強く存在している。

また、部落問題の解決方法を問うた際でも「そっとしておけば自然に『差別』はなくなる」という「寝た子を起すな論」や「分散論」、ひいては「同和地区住民が差別されないようにもっと努力する」といったその解決の責任を同和地区住民に押しつける意見がみられる。

近年みられる「(偏った)個人主義」「自己責任押しつけ社会」の風潮が、政治的、社会的に仕組まれてきたことで、当事者責任論が強く押し出されてきている。この傾向は、同和地区出身者のみならず、他のマイノリティー一般にもむけられている。ネット上では、特定の属性に対する「偽・誤情報」も含む風評に係る情報が流布・拡散されていて、それらはさらに属性に対する偏見やマイナスイメージ

を助長している。

内田教授は「これは、人種的に劣位であるといった生物学的な偏見にもとづく旧来のレイシズムとは異なり、近代的な理念である平等原則や個人主義が普及する中で生じる特定の人々、他に対する政策への反発を新しい特徴としてとらえる『新しいレイシズム』の一形態としてもとらえられ、「新しい部落差別」として、今日まで引き続く部落差別の一端をなしているといえよう」とも指摘している。

具体的な今後の部落問題解決に向けた教育・啓発の取り組みの提案として、①被差別部落・同和地区のマイナスイメージを克服すること、②社会問題としてマイノリティ問題を解決する際に、積極的差別是正策が必要となることへの理解を促すこと、③差別問題の解決は、被差別当事者の責に帰するものではないことへの理解を促すこと、④：これらの視点を組み込んだ教育・啓発の取り組みを、学校の教育課程や各種啓発活動において数多く実施していくことを強く要望したい。

以上

資料3 部落解放同盟提出資料

人権教育・啓発に関する基本計画に対する意見(参考資料①)

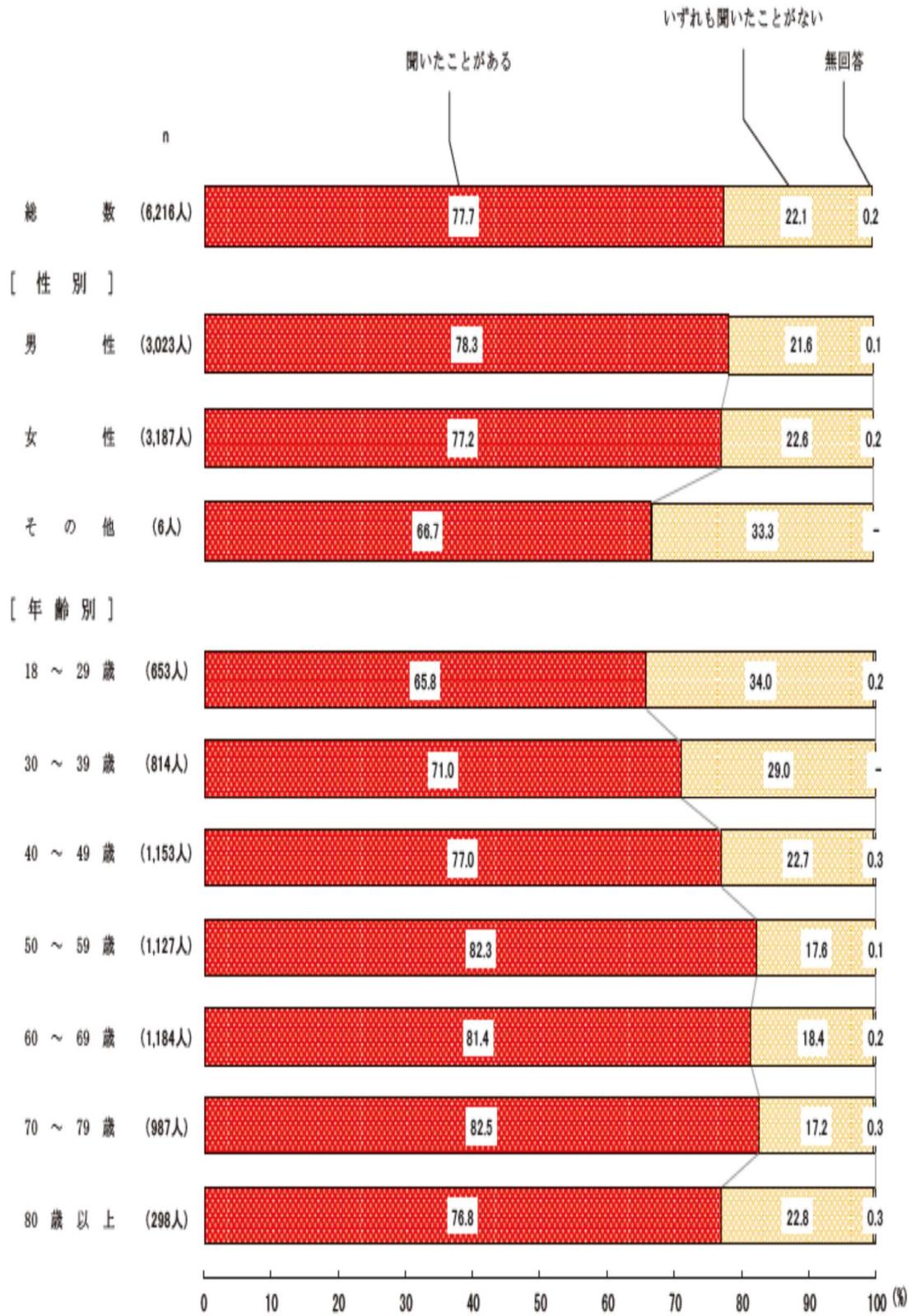


図1 部落差別(同和問題)の認知度(N=6,216)法務省:2020=108)

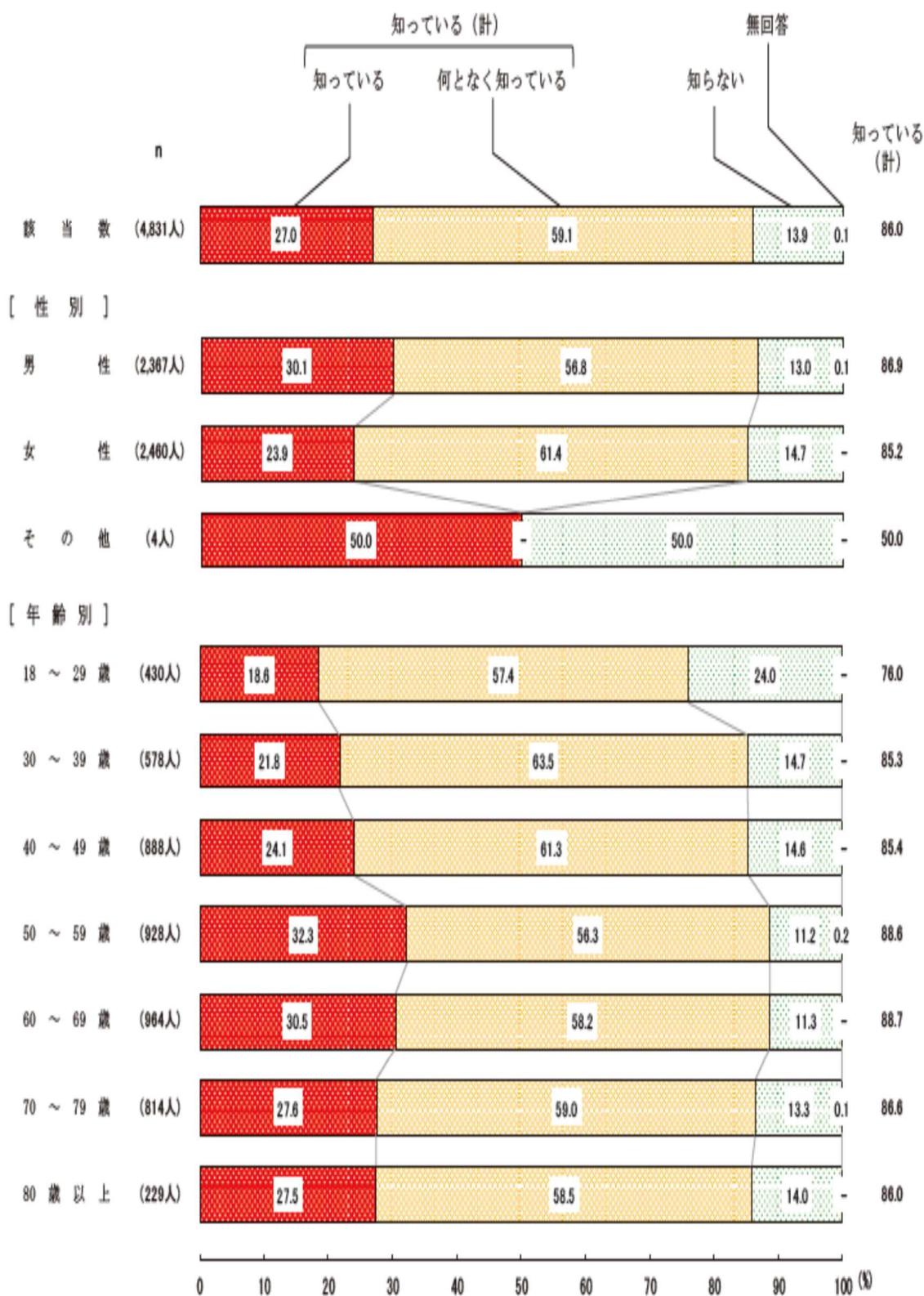


図2 部落差別(同和問題)の認知度(N=4,831)法務省:2020=111)

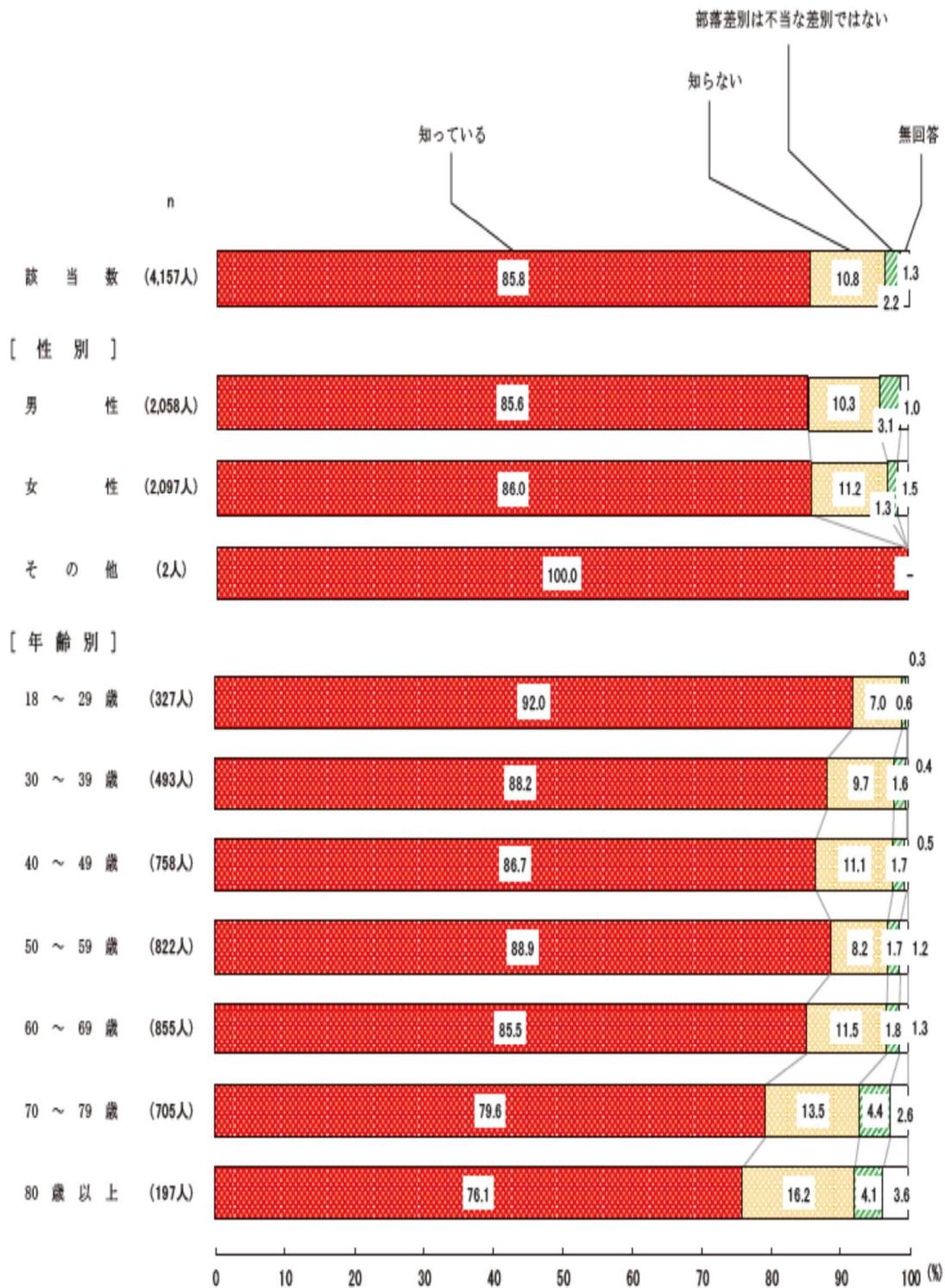


図3部落差別(同和問題)の捉え方(N=4,157)法務省:2020=111)

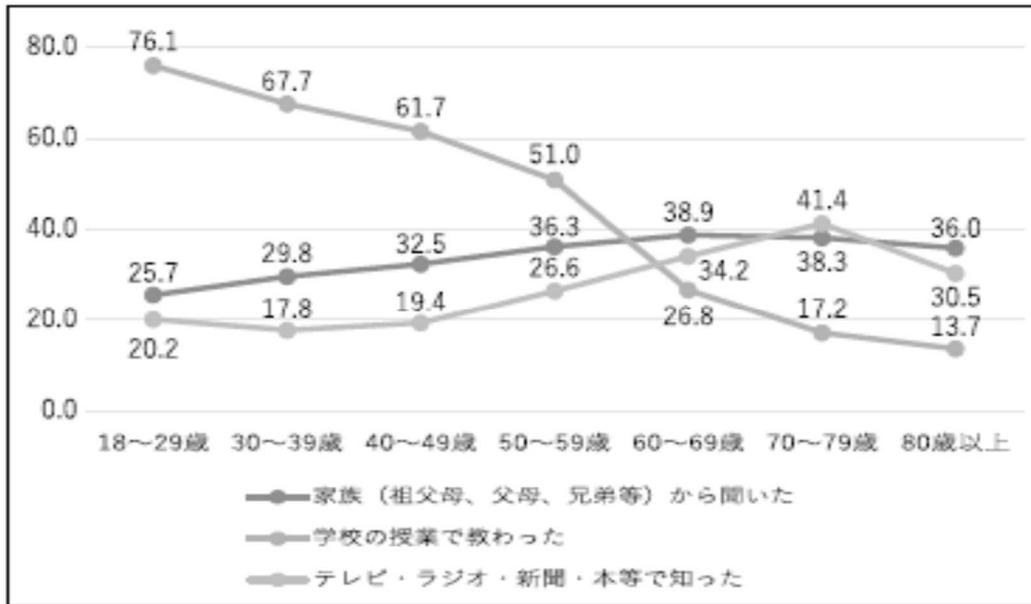


図4 年齢階層別「部落差別（同和問題）を知ったきっかけ」上位 3 項目（法務省、2020：118より作成、複数回答）

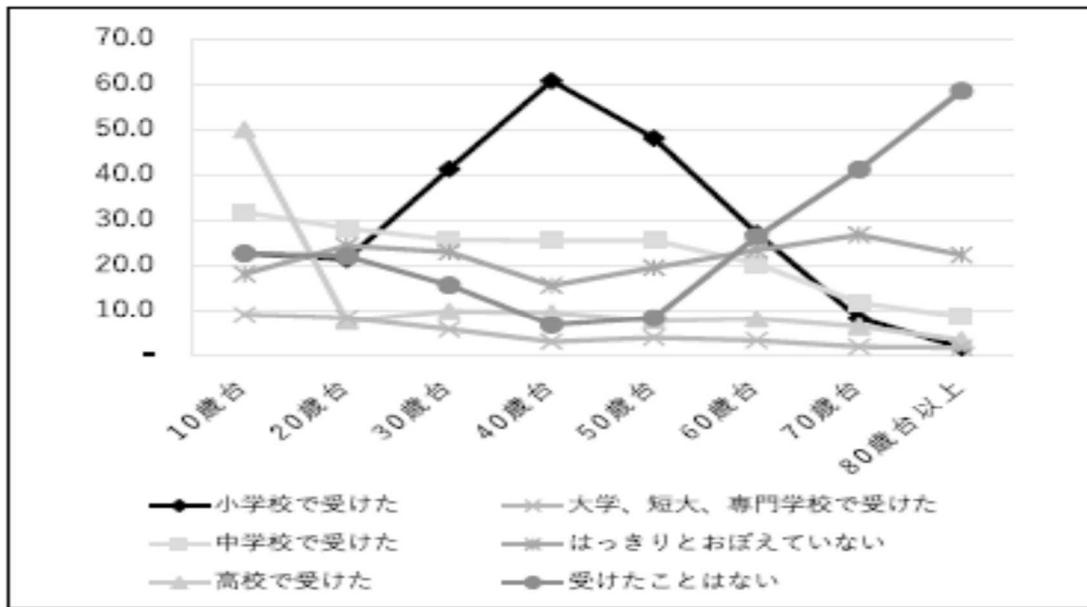


図5 部落差別（同和問題）の学習経験（大阪府・人権問題に関する府民意識調査報告書 2021：104より作成）

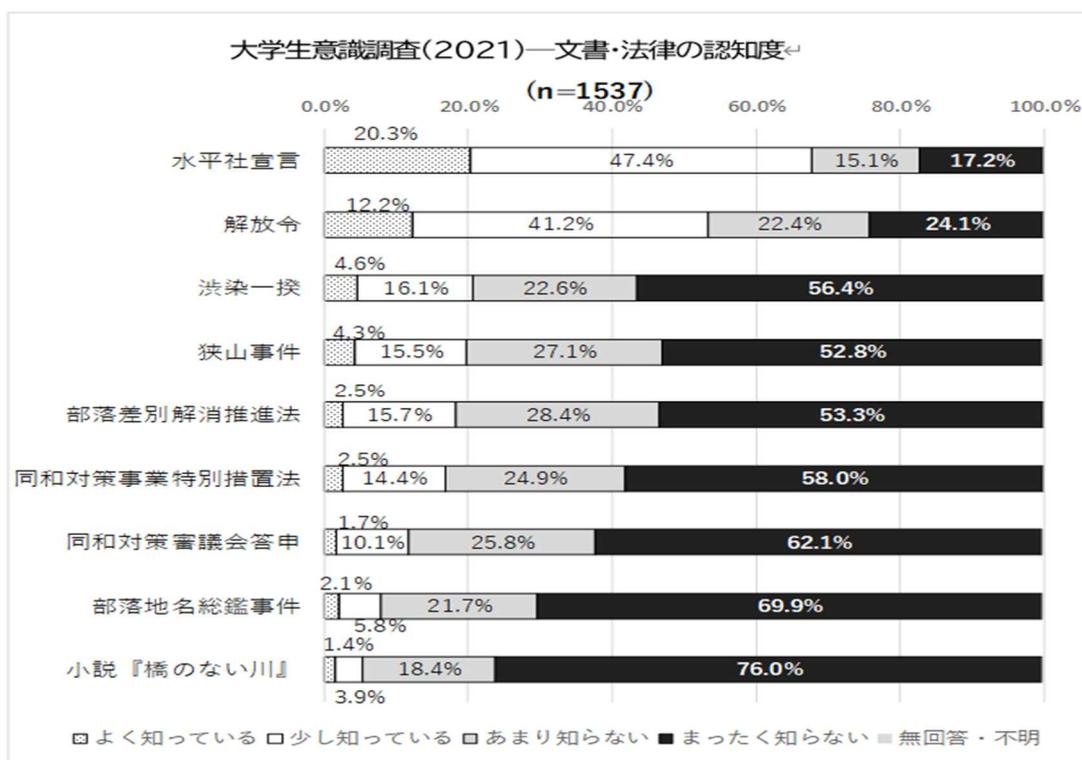


図6 科研(18K02034)による大学生調査(2021) <基礎研究(C)「現代社会における部落差別の変容に関する研究—差別意識とその表出形態に焦点をあてて(研究者代表者 阿久澤麻里子)>

同和地区出身の友人・知人の有無 (年齢階層別)

		いない、またはわからない	A 親しいとはいえないが、いる	B 親しく付き合っている人がいる	家族・親族がいる	無回答	A+B (友人・知人がいる)
18～29歳	n=94	79.8%	11.7%	4.3%	3.2%	1.1%	16.0%
30～39歳	n=126	79.4%	11.9%	3.2%	3.2%	2.4%	15.1%
40～49歳	n=187	63.1%	16.6%	14.4%	2.7%	3.2%	31.0%
50～59歳	n=210	49.5%	29.5%	10.0%	2.9%	8.1%	39.5%
60～69歳	n=206	43.7%	33.5%	14.1%	1.9%	6.8%	47.6%
70歳以上	n=362	45.0%	27.6%	10.8%	4.4%	12.2%	38.4%
年齢無回答	n=17	29.4%	29.4%	17.6%	0.0%	23.5%	47.1%
総数	n=1202	54.5%	24.4%	10.6%	3.2%	7.4%	34.9%

図7 人権についての姫路市民意識調査(2021)より——友人・知人の有無

部落解放同盟大阪府連HP「水平時評から—Vol.257」 鳥取ループの主張を一蹴した「全国部落調査」控訴審判決

コラム 水平時評 大阪府連委員長 赤井隆史

コラム | 2023年7月25日

6月28日に出された「全国部落調査」復刻版出版事件の控訴審判決が、日増しに評価を高めてきている。とくに部落問題の認識について、あらためて確認すると以下の通りに指摘されている点がきわめて評価ができる点だ。

「本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身者等であるという理由だけで不当な扱い（差別）をするものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、～（中略）～本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない」と指摘した点である。

ここで指摘されている「推知」とは、“推察によって知ること”との解釈からすると、ネット情報や書物、人からの伝達などによって、「あのAという人は、部落の出身者である」という情報を知ることによって、実際に不当な扱いを受けなくても、これに不安感を抱き、おそれに怯えることで、平穏な生活に支障を来す行為であり、人格的な利益を侵害するものと断罪している。

この判決文を読んで、思い出したのは、わたしは現在61歳だが、1年前の60歳の還暦と50歳の時に開催された中学校の同窓会のことだ。50名から60名ぐらいの参加者がいたが、その席で、何人かの同級生から「実は、娘の結婚で悩んでいる」「自分が西成の部落の出身だとは子どもに説明していない」との相談を受けたことが脳裏をよぎった。

たぶん相談してくれた同級生は、学生時代か、社会人になってからかはわからないが、西成という被差別部落をはなれ、生活をし、恋愛をし、結婚、出産という人生を送ってきたに違いない。そして、自分の子どもがいざ、結婚という時期を迎え、それぞれ平穏な生活が、相手側に「結婚相手の父親が西成の被差別部落の出身である」という事実や、「つきあってる相手の母親が部落の出身らしい」というおそれに怯えているというのだ。どう対処して良いのかわからないとの相談を受け、部落差別という現実、実は、部落内にも存在しているが、実態は、何

らかの理由で、部落をはなれている、もしくは、部落にルーツを持つひとたちが、それこそ推知させる情報が公表され、一般に広く流通してしまうという恐怖感を持って日々生活しているひとの存在があらためて浮き彫りになったと言える判決内容だ。

鳥取ループのメンバーは、裁判で「部落を公表すれば差別はなくなる」と主張した。

それに対して、判決文では、「公表されることによって、これが解決される具体的な根拠、見通しがあることを基礎づける証拠もない」と一蹴している。被差別部落の出身を暴くという行為が、どれほどの社会悪であるか、さらには許されない卑劣な行為であるかを断罪した判決である。

自らが、被差別部落の出身であったり、部落に何らかのルーツを持つものという自覚は、自己認定であり、他人からとやかく言われる筋合いのものでなく、また推知されるものでもない。今回の判決は、出自を暴いたり、推察させる情報を鵜呑みにして被差別部落の出身者であるというレッテルを貼ることは、まぎれもなく、こうした行為は、「不当な扱い（差別）」に当たり、人格的な利益を侵害するものである」と明確に否定したのである。

また、鳥取ループの主張している「被差別部落という地域を公表しないことがかえって差別を助長することになる」との意見に対しては、「（被差別部落の地区の公表は）、不当な扱い（差別）を招来し、助長するおそれがあることは明らかである」と切り捨てており、あくまで被差別部落の地域を特定したり、暴いたり、推知するような卑劣な行為によるアウティングは、平穏に生活する権利の侵害に他ならないと明確に否定したのである。

こうした判断は、昨今の地方行政に見られる「部落差別はわがまちには存在しない」といった否定的な意見や、「過去には、同和地区と指定をした地域は存在したがいまはない」といった部落差別の存在の否定、さらには、当該行政区に「被差別部落住民はいない」とする地方行政の間違った考え方を批判する高裁の判決であり、部落差別がいまなお存在し、不当な扱い（差別）を受け、おそれに怯え、平穏な生活が侵害されているという事実を直視し、同和行政は推進されなければならない。

「生産性」という課題、「表現の自由」という壁、差別・人権侵害の定義が不十分

（1）「生産性」と「自己責任」が声高に叫ばれる国・日本

①自民党・杉田水脈（すぎたみお）衆議院議員による生産性発言

月刊誌で同性カップルに対して「彼ら彼女らは子どもを作らない。つまり『生産性』がない。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか」

②23年前まで存在していた「旧優生保護法」

「不良な子孫の出生を防止」などを目的に、1948年に「優生保護法」が施行

○1996年に「母体保護法」に改正されるまで、全国で多くの男女が不妊手術を強いられた差別的な法律

○2024年7月3日、旧優生保護法の下で不妊手術を矯正されたのは憲法違反だとして、最高裁大法廷は、旧法を「立法時点で違憲だった」とし、国に賠償を命じる判決を言い渡した。不法行為から20年で賠償請求権が消える「除籍期間」についても、旧法による人権侵害の重大性に照らし「今回適用するのは著しく正義・公平の理念に反する」と判断した。

「生産性」という課題、「表現の自由」という壁、差別・人権侵害の定義が不十分

(2) 「人権侵害と被害者救済」より「表現の自由」が優先される国・日本

○2015年11月16日『人権問題の解決に向けた和歌山県集会「人権フォーラム」—実効性のある法制度を求めて—』（実行委員長＝二階俊博）を開催。稲田朋美自民党政調会長（当時）講演のポイント

- 「それほど人権侵害かどうかというのは非常に曖昧な定義なんですよね。そうするとやっぱり、それをちゃんと裁判所で人権侵害かどうか決めるというのはいいけれど、それ以外の強力な機関を使って人権侵害の恐れがあったら立ち入り調査をするということになると、どんどんとですね、表現の自由とか政治活動の自由が狭められてしまうんじゃないかっていうのが、我が党のですね、一般法として人権全体を護るということを、侵害を認めないという法律を作ると、そういう曖昧な時に表現の自由やら、あと政治活動の自由が阻害されるんじゃないかということで、個別法で行こうということになっているわけですね。」
- 「それで我が党は個別法で行こうということを選択して、例えば高齢者の人権侵害とか障がい者の人権侵害とか、あとDVとかですね。個別の人権侵害についてそれぞれ手当をしようというのが我が党の方針であります。」

と講演で述べている。

「生産性」という課題、「表現の自由」という壁、差別・人権侵害の定義が不十分

（3）何が差別・人権侵害になるのかが不透明な国・日本

①特定の集団に対する厳しい意見は「侮辱罪」や「名誉棄損」にあたりますか？

例えば…

「生活保護受給者は税金を使ってまるで寄生虫のようだ」

「母子家庭は手当で生活している寄生虫だ」

「障がい者は年金で寄生した生活を送っている」



②Yahoo!知恵袋から

- あたらないと考えられます。特定の集団と言っても不特定な人物ですから、例示されているような「生活保護受給者」「母子家庭」「障がい者」という程度では人物を特定できません。よく刑法の教科書では「関西人」「巨人ファン」程度ではあたらないとされます。「AKB」だったら微妙ですが…。
- ちなみに名誉棄損罪は「事実の摘示」が必要なので、「寄生虫のようだ」というのは事実を挙げていませんからそもそも該当しません。
- 民事上も「生活保護受給者は…」と言ったところで、ある特定の生活保護受給者に精神的損害が発生したというのはまず無理でしょう。

大阪府民意識から見た人権感覚

（1）結婚と居住に対する府民意識について

（2010年大阪府「人権問題に関する府民意識調査結果より」）

①「結婚を考える際に気になること（自分自身）」について

○「同和地区出身かどうか」が気になる — 20.6%

②「結婚を考える際に気になること（あなたのお子さんの場合）」について

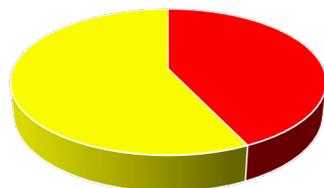
○「同和地区出身かどうか」が気になる — 21.2%

③「住宅購入の際」に「避けると思う」「どちらかというと思える」と思う

○「小学校区が同和地区と同じ区域にある」 — 43.0%

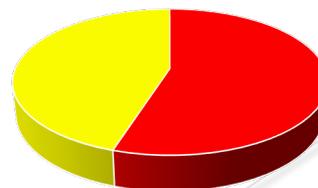
○「同和地区の地域内である」 — 54.9%

小学校区が同和地区と同じ区域



■（どちらかという）避けると思う
■ 気にしない・無回答

同和地区の地域内である



■（どちらかという）避けると思う
■ 気にしない・無回答

大阪府民意識から見た人権感覚

（2）住宅購入や入居を避ける理由

（2010年大阪府「人権問題に関する府民意識調査結果より）

- ①「治安の問題などで不安があると思うから」 — 54.3%
- ②「生活環境や文化のちがい、
言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」 — 45.8%
- ③「次の転居の際、転売が難しかったり、
安く処分せざるをえなかったりするから」 — 34.2%
- ④「自分もその地域の住民と同じだと思われると嫌だから」 — 22.7%
- ⑤「教育の問題などで、
子どもの教育上、問題があると思うから」 — 18.8%

（余談ですが）学生がもつ“部落に対するイメージ”ワースト4

閉鎖的

貧しい

暗い

こわい